

金融ファクシミリ新聞社セミナー

[ダウンロード](#) [当セミナーについて](#) [お問い合わせ](#) [よくある質問](#)

メルマガ登録

セミナー情報をメールにてお届け


キーワードで探す

カテゴリーで探す

全開催予定講座
 法・規制・検査・コンプラ・税会計
 M&A・倒産再生・事業承継
 REIT・不動産・インフラ
 エネルギー・水・農業・イベント
 資金調達・運用
 海外・ヘルスケア・IT・その他
 シリーズ開催
 ネット受講

月別で探す

2019年11月
 2019年12月
 2020年1月

 金融ファクシミリ新聞社 ～発行媒体のご紹介～
金融ファクシミリ新聞
日刊インド経済
ASEAN経済通信

第 4083 回

これならわかる！「新しい事業承継の税務と対策」
 ～基礎から応用に至るまでを、わかりやすくポイント解説～

2019年11月25日（月） 13:30～16:30

金融ファクシミリ新聞社
 セミナールーム
 東京都中央区日本橋小網町9-9
 小網町安田ビル2階 [地図](#)
 電話 03-3639-8858

[お申し込みはこちら](#)

1人目 **33,000円**（税込 36,300円）
 2人目から **31,000円**（税込 34,100円）

講師

高本 きよみ 氏

さくら総合事務所 シニアアソシエイト 税理士

渡邊 美由紀 氏

さくら総合事務所 アソシエイト 税理士

講演趣旨

近年、事業承継税制が大きく改正され注目を浴びていますが、蓋を開けてみると適用要件が満たせず、対応に苦慮しているケースが思いのほか多く見られます。

本セミナーでは、事業承継関連税務に精通した二人の講師が、法人編と個人編に分け、新しい事業承継の税務とその対策について、まず基本的な要件について解説し、次に現状は要件を満たせていないが、満たすにはどのような対策可能であるかを、事例形式を用いてわかりやすく紹介します。また、この度「個人版事業承継税制」が新たに制定されましたが、その適用には小規模宅地との比較が欠かせません。それについても、どのような場合にどちらがどう有利なるかを述べ、更にホットな改正事項である配偶者居住権についても解説します。なお、本セミナー受講者には、さら総合事務所著の新刊『これならわかる 新しい事業承継の税務と対策』を会場で配付します。

補足案内

●本セミナーご参加者には、6枚で1回無料受講できるポイントカードをお1人につき1枚謹呈します。

講演項目

第1部 法人編

I 事業承継税制の適用について

- 概要と適用要件（相続、贈与、贈与後の相続）について
- 特例と恒久措置の違い

II 適用できない場合の対応策

- 資産管理型会社・資産保有型会社の適用除外と例外措置
- ホールディングス会社の場合
- 不動産保有会社の場合

III その他適用上の注意点

- 現物出資の制限
- 贈与の場合の後継者要件と特例適用期限

第2部 個人編

I 事業承継税制（個人版）の適用

- 税制の概要と適用要件
- 法人版事業承継税制との違い

II 小規模宅地税制との比較

- 小規模宅地税制の概要
- 個人版事業承継税制が有利な場合
- 小規模宅地税制の適用が有利な場合

III 配偶者居住権

- ・配偶者居住権とは
- ・配偶者居住権の評価と税務論点

講師紹介

高本 きよみ (たかもと きよみ) 氏

個人資産税・事業承継関連業務、不動産証券化関連業務、法人・個人に関する各種税務に携わる。

<近著>

『これならわかる 新しい事業承継の税務と対策 (2019.7.11法令調査責任者)』

渡邊 美由紀 (わたなべ みゆき) 氏

不動産証券化関連業務、国際税務・事業承継関連税務に携わる。

<近著>

『これならわかる 新しい事業承継の税務と対策 (2019.7.11主編集者)』

[▶ お申し込みはこちら](#)